

# 新型コロナウィルス感染症対策における妊婦の扱い P1

「日本産婦人科感染症学会」による注意喚起(同会HPより)

- 日常予防(手洗い等)十帰国者・接触者相談センターへの相談 ⇒ 一般的な予防に関する助言
- 2009年新型インフルエンザや2016年ジカ熱では、妊婦の重症化、死亡率の増加や児の先天性障害の事例報告
- 妊婦が一般的に肺炎を発症した場合、横隔膜が持ち上がり換気を抑制、うつ血しやすく、重症化するリスクを指摘

日本は、  
具体的な  
配慮措置なし

## 働く妊婦さんからの切実な心配・不安の声

「免疫低下や重症化リスクを認識しても、働きながらの感染予防は実質困難」

「新型コロナウィルス予防のための休職はできず、休暇取得にも制限」

「復帰後の職場の人間関係、キャリアを考え、怯えながら出社するほかない」

「換気もリモートワークもない職場で不安だが、無責任に仕事を投げ出せない」

「満員電車で通勤、不特定多数と接客、病院等で働く妊婦の声を聴いてほしい」

「海外の妊婦罹患例をもっと集めて発表してほしい」

「イギリスでは妊婦に対し3か月の自宅待機命令がでたが、日本はどうなのか」



## 具体的な配慮措置(要望)

- ① 妊婦の出勤停止(同居家族にも在宅勤務を適用)
- ② 出勤停止の場合の所得補償と雇用確保(とりわけ非正規社員の妊婦)
- ③ 妊婦が感染症に対し高リスクであることの情報周知
- ④ 医療機関での適切な対応(罹患時)と妊婦への医療機関情報の周知

## 新型コロナウイルス感染症に係る各国の妊婦に関する対応策

| 国等                        | 妊婦に対する対応等（概要）   | 発表等            |
|---------------------------|---|----------------|
| 英 国                       | ○ <b>妊婦</b> には、現在、不必要的社会的接触をすべて回避することを要求。   | 3/16 ジョンソン首相声明 |
| 米 国                       | ○コロナウイルスにより失職等した低所得の <b>妊婦</b> 、又は小さな子を有する母親を対象に、食費支援の観点から5億ドルの予算を計上。   | 3/18 トランプ大統領署名 |
| フィリピン                     | ○ <b>妊婦</b> は、自宅から出ることを禁止。  | 3/18 大統領府長官発表  |
| 中 国<br>(北京市、天津市、山西省、河北省等) | ○国外から移動するすべての者に対して、原則14日間、ホテル等において集中観察を行う。<br>○ただし、70歳以上の高齢者、14歳以下の未成年者、 <b>妊婦</b> 、基礎疾患を患っている者等は、集中観察所に行き、PCR検査を受け、合格後に（北京市の要件）、自宅観察を行うことができる。 | 通告、発表等         |

令和2年3月27日 参議院予算委員会 立憲・国民・新緑風会・社民 森ゆうこ

出典：英国政府、米国議会、在フィリピン大使館、在中国大使館ホームページより矢田わか子事務所作成

## 「森友学園案件に関する決裁文書の改ざん等に関する調査報告書」にもとづく財務省幹部・職員20名の処分内容

| 職責・氏名             | 処分内容                | 現職等            |
|-------------------|---------------------|----------------|
| <b>財務省理財局(当時)</b> |                     |                |
| ①理財局長：佐川宣寿        | 懲戒処分相当（停職3か月相当）     | 国税庁長官<br>⇒退職   |
| ②理財局次長：中尾睦        | 懲戒処分（戒告）            | 横浜税関長          |
| ③総務課長：中村稔         | 懲戒処分（停職1か月）         | 駐英公使           |
| ④総務課職員（課長補佐級）     | 口頭厳重注意              |                |
| ⑤国有財産企画課長：富安泰一郎   | 懲戒処分（減給20%・3か月）     | 内閣参事官          |
| ⑥国有財産企画課職員（課長補佐級） | 口頭厳重注意              |                |
| ⑦国有財産企画課職員（課長補佐級） | 口頭厳重注意              |                |
| ⑧国有財産審理室長：田村嘉啓    | 懲戒処分（減給20%・2か月）     | 福岡税務支局<br>理財部長 |
| ⑨国有財産審理室職員（課長補佐級） | 懲戒処分（戒告）            |                |
| ⑩国有財産審理室職員（係長級）   | 文書厳重注意              |                |
| <b>近畿財務局(当時)</b>  |                     |                |
| ⑪近畿財務局長：美並義人      | 懲戒処分（戒告）            | 東京国税局長         |
| ⑫管財部長             | 懲戒処分（戒告）            |                |
| ⑬管財部次長            | 懲戒処分（戒告）            |                |
| ⑭統括国有財産管理官        | 口頭厳重注意              |                |
| ⑮その他職員            | 職務上の注意              |                |
| ⑯その他職員            | 職務上の注意              |                |
| <b>その他</b>        |                     |                |
| ⑰当時の事務次官：佐藤慎一     | 懲戒処分相当（減給10%・1か月相当） | 企業顧問           |
| ⑱当時の官房長：岡本薰明      | 文書厳重注意              | 財務事務次官         |
| ⑲報告書発表時の理財局長：太田充  | 文書厳重注意              | 主計局長           |
| ⑳ 同 理財局次長：富山一成    | 口頭厳重注意              | 理財局次長          |

出典：「森友学園案件に関する決済文書の改ざん等に関する調査報告書」、

新聞報道等より矢田わか子事務所作成

## 標準例一覧

### 人事院「懲戒処分の指針」

#### 「公文書の不適正な取扱い」に関する処分

ア 公文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の公文書を作成し、又は公文書を毀棄した職員は、免職又は停職とする。

イ 決裁文書を改ざんした職員は、免職又は停職とする。

ウ 公文書を改ざんし、紛失し、又は誤って廃棄し、その他不適正に取り扱ったことに より、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、停職、減給又は戒告とする。

出典：人事院「懲戒処分の指針」より矢田わか子事務所作成

令和2年3月27日 参議院予算委員会 立憲・国民・新緑風会・社民  
森 ゆうこ

|        | 事由   | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 |
|--------|--|----|----|----|----|
| 一般服務關係 | (1) 欠勤<br>ア 10日以内<br>イ 11日以上20日以内<br>ウ 21日以上   |    |    | ●  | ●  |
|        | (2) 遅刻・早退  |    | ●  | ●  | ●  |
|        | (3) 休暇の虚偽申請  |    |    | ●  | ●  |
|        | (4) 勤務態度不良   |    |    | ●  | ●  |
|        | (5) 職場内秩序を乱す行為<br>ア 暴行<br>イ 暴言   |    | ●  | ●  | ●  |
|        | (6) 虚偽報告   |    |    | ●  | ●  |
|        | (7) 違法な職員団体活動<br>ア 単純参加<br>イ あおり・そそのかし   |    |    | ●  | ●  |
|        | (8) 秘密漏えい<br>ア 故意の秘密漏えい<br>イ 自己の不正な利益を図る目的<br>イ 情報セキュリティ対策のけ意による秘密漏えい  | ●  | ●  |    |    |
|        | (9) 政治的目的を有する文書の配布   |    |    |    | ●  |
|        | (10) 兼業の承認等を得る手続のけ意  |    |    | ●  | ●  |
|        | (11) 入札談合等に関与する行為  | ●  | ●  |    |    |
|        | (12) 個人の秘密情報の目的外収集   |    |    | ●  | ●  |
|        | (13) 公文書の不適正な取扱い<br>ア 偽造・変造・虚偽公文書作成、毀棄<br>イ 決裁文書の改ざん<br>ウ 公文書の改ざん・紛失・誤廃棄等  | ●  | ●  |    |    |
|        | (14) セクシュアル・ハラスメント<br>ア 強制わいせつ、上司等の影響力利用による性的関係・わいせつな行為<br>イ 意に反することを認識の上で性的な言動の繰り返し<br>ウ 執拗な繰り返しにより強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患<br>ウ 意に反することを認識の上で性的な言動 | ●  | ●  |    |    |



**福田元内閣府大臣補佐官打合せ概要（未定稿）**  
**（国有林民活法案関係）**

**1. 日時、対応者、場所**

平成30年11月26日（月）10：00～11：00

先方：福田元内閣府大臣補佐官

内閣官房日本経済再生総合事務局 永井参事官、間中企画官、岡田参事官補佐

当方：林野庁 国有林制度検討室 後藤監査官、天田補佐

場所：内閣官房日本経済再生総合事務局 会議室

**2. 概要**

- (自) 林政対策委員会で了承された資料を説明し、了解を得た。
- 権利設定の対価及び立木代の基本的なイメージについて説明し、概ね了解を得た。
- 12月21日に未来投資会議構造改革徹底推進会合（PPP/PFI）が開催される予定であり、その前12月10日位までに、11月5日PPP/PFI会合における竹中平蔵会長からの指摘に対する回答をもらいたいとのこと。
- 次回は上記を踏まえて、内閣官房日本経済再生総合事務局で日時・場所を設定。

**【当方から11月21日の（自）林政対策委資料について説明】**

福田：10年を基本とするとの記述だが、10年ものしか出さずに大規模なものは当面やらないという話ではないということで良いか。10本くらいある中に1つ大規模な権利があるという感じかな。第1号案件をどの程度の規模とするのか？

当方：大規模なものもやるということで、党の資料にも記載している。ただ、一番最初に出す権利の中に大規模も入れるかどうかは未定。

福田：大規模なものについては、結局地域からの要請等がないと難しいということで仕方ないのかな。

当方：大規模なものについて、地域の合意や要請なしに設定した場合は問題も起こる可能性もあるため、そのような地域の合意は必要と考えている。

**【権利に係る金額の徴収について】（農林役員会にて説明した権利の対価等の資料にて説明）**

福田：権利設定対価を納入時に納めるということは、立木代と権利設定対価を別々に徴収するということか。

当方：然り。権利設定対価について競わせると一度に多額のお金を用意できる大規模事業者に有利になってしまふので、国が利益の範囲内で定額の単価を定め、申請された予定伐採量に乗じて算出する案を考えている。事業者はこれにより権利設定対価をいくら払えば良いか分かるので、残りの利益の範囲内で立木代をどこまで払えるか判断して、札を入れることになる。

立木代については、例えば平均販売単価を基準額（最低額）として提示した上で、事業者からの提示額を基に割増の率のようなものを設定し、実際の支払い時には、その基準額についてその時々の丸太価格や人件費の変動、他の立木販売における競争結果などにより変動させつつ、割増の率で補正して基準額より一定割合多い金額で支払っていただくようなことを検討している。他の立木販売における競争結果も反映させるのは、特定施業権では期間中競争が働いていないので、その代替措置のイメージ。

権利設定の対価の設定額については、利益の増加額の範囲内とする必要があるが、国として設定額に説明責任が伴い、中小事業者を排除しないという趣旨からいってもあまり高い金額にはならないのではないかと認識。ただ、法制局との間で最終的にどのような形になるかは分からぬ。

福田：なるほど。立木代の決め方については、視察したカナダのブリティッシュコロンビア州の伐採権制度における立木価格の決め方に近いイメージ。物価等で価格をスライドさせつつ、他の立木販売より安くなることを防ぐということか。ただ、価格のスライドについては、常にスライドさせるのではなく、他の立木販売より安くなってしまいそうな時のみに適用するという考え方もあるのではないか。公共事業の物価スライドも適用には一定の閾値があったはず。また、割増率については、丸太価格に対する割合なら事業者への影響は少ないよう思うがどうか。

当方：割増の率については、立木価格に対する割合、コストに対する割合、丸太価格に対する割合でそれぞれどの程度影響に差が出るかも併せて検証する必要があると考えている。スライドのさせ方についても、さらに検討したい。

福田：この仕組みなら事業者は、権利設定の対価の額を差し引いて、自身にどれだけ利益が残り、そこからどれだけ立木代に回すかは見込むことができるだろうが、企業の意見を聴いた方が良いかもしれない。税に関する採石権における登録免許税の課税標準はどうなっているか。

当方：採石権の登録免許税の課税標準は土地価格となっている。

福田：採石権の収益価値が土地価格に反映されているということかな。

当方：理論上はそうかもしれないが、実態は分からない。

福田：特定施設権の権利価値は、利益の増加額の割引現在価値ということかな。

当方：企業側から見ればそうなると思うが、公共施設等運営権における企業会計基準のように権利取得価格とするなど整理が必要となると認識。

福田：造林について企業の自己負担を盛り込みコスト削減のインセンティブとすることについてはどうか。

当方：先日も議論があったとおり、造林単価の設定次第ということで、運用の問題と認識。運用の工夫を検討したい。

福田：標準的な単価から何パーセント下げるか発注するかということか。PFI法との関係についてガイドライン作成の法定はどうか。

当方：他の用例を参考に検討中。法定化にはやはりこだわりが強いのか。

福田：**必ず法律にガイドラインや指針の作成を法定しろとは言わないが、林野庁でもPFI法の公共施設等運営権ガイドラインを参考する形で、ガイドラインを作成すべきだし、そのガイドラインが法律を根拠としているという形にして欲しい。**次のPFI会合は12月21日の予定。前回の会合における竹中会長からの3つの宿題、すなわち**企業が利益を確保できる柔軟性、造林におけるインセンティブ措置、PFI法との連携**について回答をいただきたい。12月10日までに今回のような打ち合わせの場を持ちたいので、その際に教えていただきたい。

当方：承知した。

永井：法律の要項のようなものもでき次第見せていただければ。

次回の打ち合わせの日時は再生事務局でセットさせていただく。

以上

**福田元内閣府大臣補佐官打合せ概要（未定稿）**  
**（国有林民活法案関係）**

**1. 日時、対応者、場所**

平成30年12月11日（火）9：45～10：30

先方：福田元内閣府大臣補佐官

内閣官房日本経済再生総合事務局 永井参事官、岡田参事官補佐ほか1名

当方：林野庁 国有林制度検討室 後藤監査官、天田補佐

場所：内閣官房日本経済再生総合事務局 会議室

**2. 概要**

- 12月21日の未来投資会議構造改革徹底推進会合（PPP/PFI）の説明予定資料について了解を得た。
- 11月5日の未来投資会議構造改革徹底推進会合（PPP/PFI）における竹中平蔵会長からの3つの指摘に対する回答を説明し、PFI制度との連携については、竹中会長の意向を福田元補佐官から確認することとなった。
- 国有林の新たな制度における財務省協議の法定の有無については、財務省の意向次第で構わないとの発言。
- 次回は1月7日以降で、内閣官房日本経済再生総合事務局で日時・場所を設定。

【当方から12月21日の未来投資会議構造改革徹底推進会合（PPP/PFI）の林野庁説明予定資料を説明】

福田：内容は既に個別に説明いただいたものと同じとのことで了解。

【当方から11月5日の未来投資会議構造改革徹底推進会合（PPP/PFI）における竹中平蔵会長からの3つの指摘に係る林野庁からの回答を説明】

福田：1つ目については権利期間最長50年とすること、2つ目の造林については発注方式での工夫を検討することで了解。3つ目については、新たな権利に係る指針の作成と言ったものの法定はやはり難しいということか。

当方：国有林野管理経営法においては、既に基本的な計画として管理経営基本計画があるため、それとのデマケもあり、難しいと考えている。

福田：林野庁としてどのような「ガイドライン」を作るのか。

当方：制度の運用に当たって、通知等の形で運用の基本的な考え方を整理することとなるが、公共施設等運営権と異なり、制度の運用主体が林野庁のみとなるため、単なる通知という形を取るのか、公表ベースの指針とするのかなど整理が必要。

福田：いずれにせよ、統一的な考え方は必要だよね。

当方：ご指摘のとおりで、公共施設等運営権ガイドラインも参考にしつつ、統一的な考え方を整理したい。

永井：統一的な考え方には、パブリックコメントのプロセスを取った方が、林野庁にとっても事業者にとっても良いのではないか。

当方：ご指摘を踏まえてやり方を検討する。

福田：法律上は直接現れないものの、林野庁としてガイドライン的なものを作るということで竹中会長がOKなのか、自分から竹中会長に確認して、感触をお伝えする。いずれに

せよ、12月21日の会合でその点について説明してもらう必要はないとは思うが。

当方：福田補佐官から我々と財務省の森田主計官双方に、国有林の新たな制度でも空港PFI法を参考に財務省への法定協議が必要ではないかとの話をいただいて検討しているが、空港に比べると一つ一つの権利の金額的規模は遙かに小さいため、同様に取扱うべきなのか悩んでいるところ。

福田：確かに協議したら結構な数になるかもね。財務省が協議は不要というなら自分は法定協議にこだわらない。先程のガイドラインの話に戻るが、財務省などの関係機関に対しては、権利設定について一件一件協議するより、ガイドライン段階でお金の算定や徴収方法などの考え方について了解を取ることの方が有効なのではないか。

当方：ご指摘も踏まえて検討する。

福田：造林の話について、これは単なる所感だが、仮に権利期間が終わる50年後に、国有林の債務が返済し終わっていたら、立木の対価を特別会計にプールして造林投資に充てられるような仕組みにできるのか。立木収入は過去の造林投資に起因する債務返済に充て、造林費用は別途一般会計で措置という現在のスキームより、立木収入は次の再造林投資に充てるというスキームの方が経営としては素直だと思うが。

当方：現行の債務返済特会は債務がなくなれば特会自体がなくなる仕組み。

福田：収入は一般会計に入り、支出をどうするかは財務省の査定によるということか。立木収入を事業者段階でプールして再造林に充てるということは可能か。

当方：財務省との整理が必要と認識。その場合、立木収入を再造林投資に充てることが、国の財産は適正な対価なくして譲渡してはならないという財政法第9条に照らして適正なのかという整理も必要だろう。

福田：そうでしょうね。ところで、法制局との調整状況はどうか。

当方：昨日、みなしお権とすることや金額の徴収など改正のアウトラインについて、昨日、法制局長官、次長に了解いただいたところ。

福田：だいぶ固まってきたということか。どこでやるのかなど運用の方のウェイトが大きくなってくるかもね。次回は年明けにやりたい。

永井：日本経済再生総合事務局で日時・場所をセットする。

以上

**福田元内閣府大臣補佐官からの電話連絡（国有林民活法案関係）****1. 日時、対応者、場所**

平成30年12月13日（木）9：00

先方：福田元内閣府大臣補佐官

当方：林野庁 国有林・木安法制度検討室 天田補佐

場所：電話連絡

**2. 概要**

先方：竹中平蔵会長に宿題となっていた国有林の新制度のガイドライン作成について、法定はしないものの林野庁でガイドラインを作る意向の旨説明したところ、「分かったけど、ちゃんとガイドラインを作つてやるんだろうな」との話であった。一応、ご理解はいただいたということだが、今後、詳細は相談して欲しい。12月21日の未来投資会議構造改革徹底推進会合（PPP/PFI）の場で話は出ないとは思う。

当方：了解した。

以上

※ 添付の3つの宿題に対する林野庁の回答のうち1、2は問題なく、3のガイドラインに関する回答のみ福田元補佐官から竹中会長の感触を聞くことになっていたもの。

未来投資会議構造改革徹底推進会合（PPP/PFI）における  
国有林に対する竹中会長からの指示事項への対応について  
(現時点における検討状況)

**1 公益的機能の確保と民間の利益・裁量のバランスが取れた制度とすること**

公益的機能の確保は重要ではあるが、これを重視しすぎて民間事業者にとって動きづらいものとならないようする必要。民間事業者にとって裁量性がある、インセンティブができるようバランスの取れた制度とすることが必要。

→ 民間事業者が投資を回収し、経営の裁量が活かせるよう、最長 50 年の長期の権利も設定可能な制度を検討している。

**2 再造林について**

海外では民間に長期間森林の育成を担わせている例もある。再造林について民間の活力を活かせるような制度を考えてもらいたい。

→ 造林した木は国の所有物となることから、造林に係る経費は国が支出し、作業は権利者に行わせる仕組みを考えている。

コスト低減インセンティブを引き出す仕組みとしては、実際の委託契約において、造林契約の平均的な落札率等を加味してより低コストの条件を提示するなどの仕組みを検討してまいりたい。

**3 林野の新制度と P F I 制度との関係**

林野の制度として国有林の新たな制度を創設するにしても、我々が積み上げてきたガイドラインや税制の取り扱い等について、上手く活かしたものとすること。縦割りではなく、横串ですすめること。

→ 今回の林野庁の制度における新たな権利については、最終的に樹木の所有権を国から事業者に移転する権利となるので、公共施設等運営権とは基本的に構成が異なるため、公共施設等運営権ガイドラインを全て適用することは難しいが、「運営権と土地等賃貸借の関係」や「株式譲渡及び債権流動化」などの項目については、公共施設等運営権ガイドラインを上手く活かした運用とする方向で検討したい。

税制については、公共施設等運営権に係る税制措置を参考に、平成 32 年度税制改正要望において検討していきたい。